

一関地球温暖化対策地域協議会会則

(名 称)

第1条 本会は一関地球温暖化対策地域協議会(略称 I E L)と称する。(以下「協議会」という。)

(目 的)

第2条 協議会は住民、事業者、行政が地域レベルで連携し協力しながら、健全で恵み豊かな地球環境の「保全と創造」を基本理念に具体的な地球温暖化防止活動について、各主体が適切な役割を担い、自主的かつ積極的に継続して環境対策に取り組むことを目的とする。

(活 動)

第3条 協議会は次に掲げる活動を行う。

- (1) 地球温暖化対策の学習・教育活動の推進
- (2) 岩手県地球温暖化対策推進計画の普及啓発活動
- (3) 会員相互の情報交換、発信
- (4) 地域で実践できる協働事業の計画・実施
- (5) その他協議会の目的達成のために有効な諸活動

(組 織)

第4条 協議会は第2条に定めた目的に賛同する個人、法人、団体等をもって構成する。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 運営委員
- (5) 事務局長 1名

2 協議会に顧問を置くことができる。顧問は会長の諮問に応え会議に出席し意見を述べることができる。

(役員を選出及び任期)

第6条 会長及び監事は、会員の互選により総会において選出する。

- 2 副会長及び事務局長は、会長の指名によって総会の承認を得て選出する。
- 3 運営委員は会長が指名する。

- 4 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 3 監事は、会計の監査を行う。
- 4 役員は役員会議に出席し、第3条に定めた活動について協議する。
- 5 事務局長は協議会の日常業務を統括処理する。

(役員の報酬)

第8条 役員は無報酬とする。

(会 議)

第9条 会議は総会と役員会議とする。

- 2 総会は年1回及び必要に応じ、会長が召集し、会則の改廃及び役員を選任、事業報告及び収支決算報告の承認、事業計画及び収支予算の承認、活動計画等について決定する。
- 3 役員会議は必要に応じ随時開催し、第3条に定めた活動について協議する。
- 4 会議の議長は会長が務める。
- 5 必要に応じ、専門委員会を置くことができる

(経費)

第10条 協議会に必要な経費は、会費、負担金、支援金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を置き、事務局長のほか職員を置くことができる。

- 2 事務局は当面一関市市民環境部生活環境課内に置く。

(委 任)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この会則は平成19年3月22日から施行する

附則(平成19年10月9日改正)

この会則は、平成19年10月9日から施行する。